

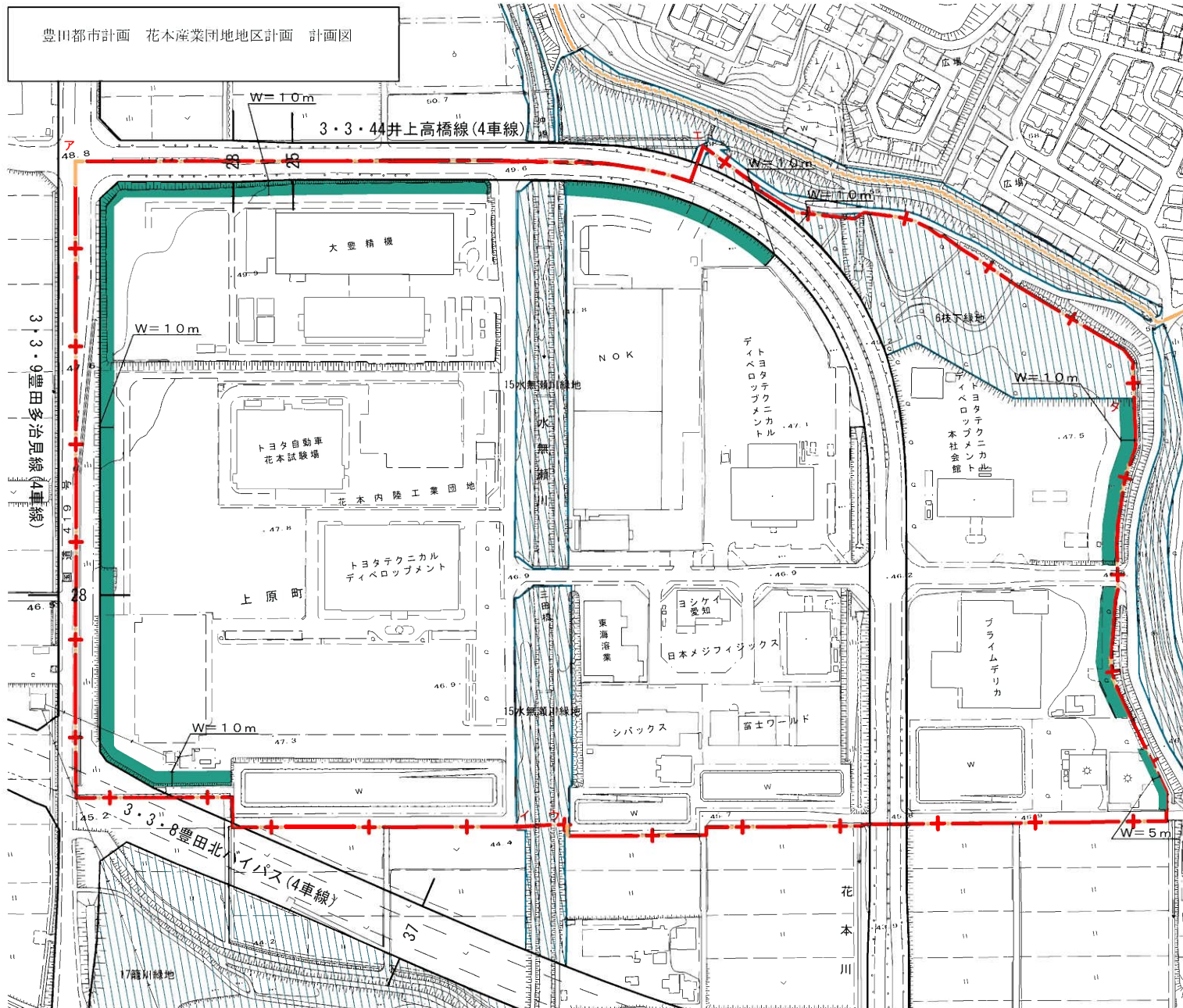
花本産業団地

地区計画

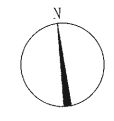
名 称	花本産業団地地区計画
位 置	花本町井前及び上原町折橋の各一部
面 積	約 30.1 ha



豊田都市計画 花本産業団地地区計画 計画図



凡 例	
地区計画区域	
地区整備計画区域	同上
樹林地	
区域境界線の種類	
	道路、河川等地形地物の中心線を境界とする場合
	その他の場合



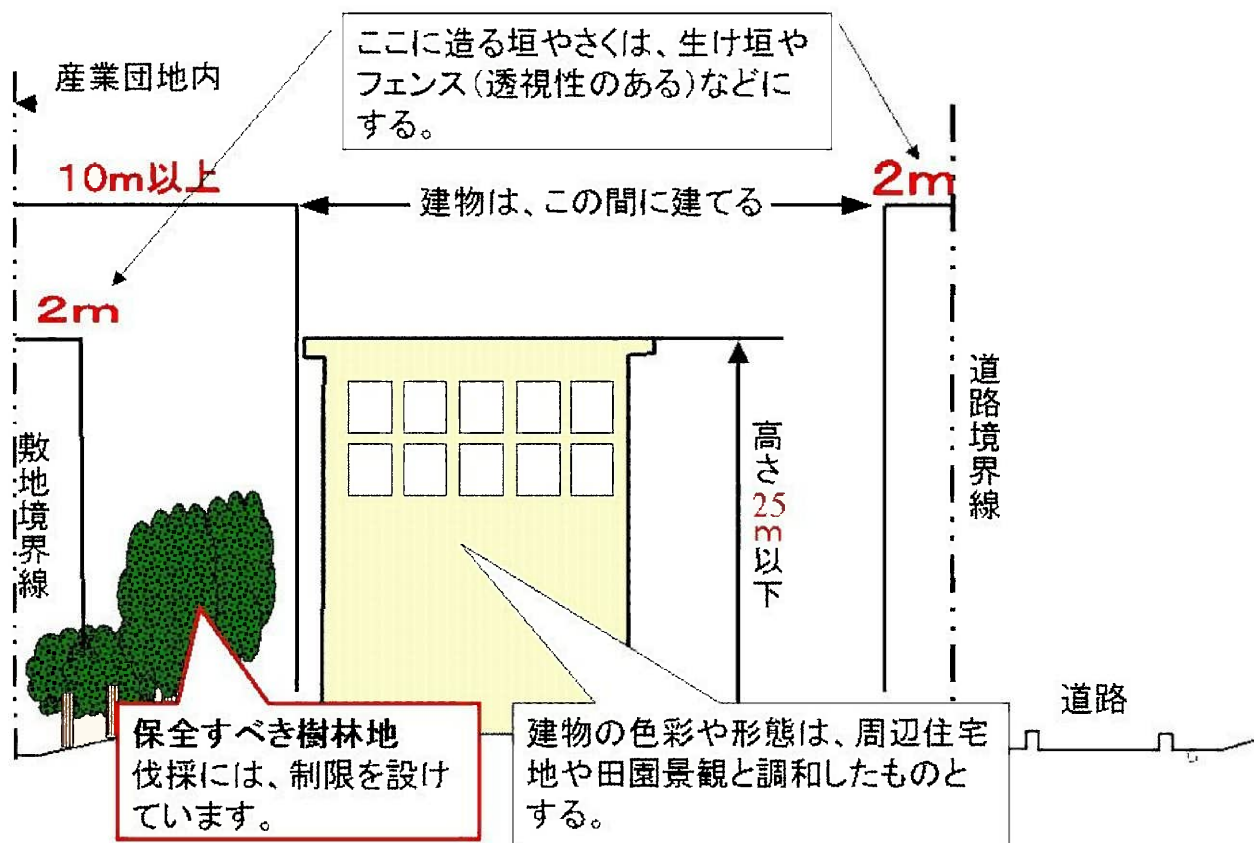
花本産業団地のルール

花本産業団地は本市中心部より北約 3.5 km で水田を中心とする農地が広く分布する平坦地に位置しています。地区の西側には都市計画道路豊田多治見線（国道 419 号）、南側には都市計画道路豊田北バイパスが計画されており、計画的な産業団地の開発として基盤整備が実施されました。

そこで、広域交通網をいかした産業団地として利便性の増進を図り、また近接する住宅地の環境に配慮し、周辺の自然環境とも調和した良好な工業環境の形成と保全を図ることを目標としています。

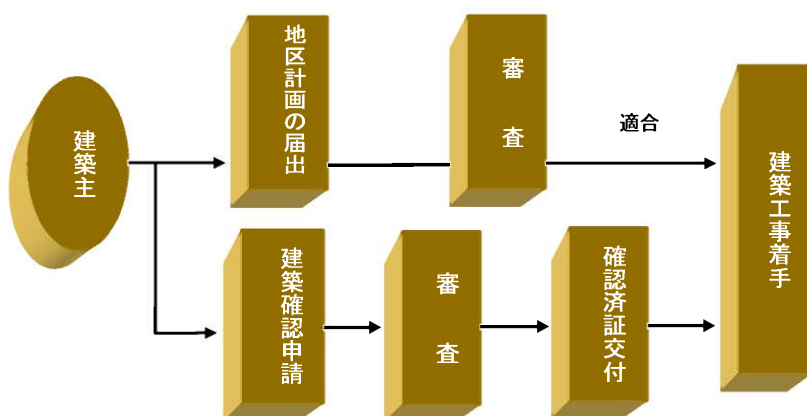
都市計画	用途	工業地域
	建ぺい率・容積率	60%・200%
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4 物品販売業を営む店舗又は飲食店 5 図書館、博物館その他これらに類するもの 6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 130 条の 6 の 2 で定める運動施設 7 カラオケボックスその他これに類するもの 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）別表第 2（る）項第 1 号（1）から（3）まで、（11）又は（12）に掲げる事業を営む工場 10 法別表第 2（る）項第 1 号（1）から（3）まで、（11）又は（12）の物品の貯蔵又は処理に供するもので政令第 130 条の 9（数量は、表中準工業地域欄のものとする。）で定めるもの
	建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離（以下「後退距離」という。）は、道路境界線からの後退距離にあつては 2 m、道路境界線以外の敷地境界線（隣地が当該地区整備計画区域内である場合の敷地境界線を除く。）からの後退距離にあつては 10 m 以上でなければならない。 ただし、敷地面積が 3,000 ㎡未満の敷地の当該地区整備計画区域界と同一の敷地境界からの後退距離にあつては 5 m 以上でなければならない。
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、25 m を超えてはならない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の色彩及び形態は、周辺の住宅地や田園景観と調和したものとす
	垣又はさくの構造の制限	敷地境界線（隣地が当該地区整備計画区域内である場合の道路境界線以外の敷地境界線を除く。）から 2 m 未満の距離に存する垣又はさくは、生け垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあつては、基礎の高さ（地盤面からの高さをいう。）が 0.6 m 以下のものに限る。）としなければならない。
土地利用の制限に関する事項	樹林地の保全に関する事項	樹林地の木竹は、伐採してはならない。 ただし、次に掲げる行為はこの限りでない。 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 3 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 4 仮植した木竹の伐採 5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

花本産業団地地区計画の概要



届出勧告制度

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



まちづくりルールについてのお問い合わせは
 豊田市役所都市計画課 0565-34-6620